

【新着資料案内】

この資料は、2月中に行政資料室に到着した主なものです。ご利用下さい。

行政資料室 付属庁舎4階 TEL 0292-21-8111(内線426)

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
中央官公庁関係			
事業所数及び従業者数(速報)	総理府統計局	ハクサイの価格低落に伴う緊急実態調査報告	教育普及課
昭和52年 全国物価統計調査報告 第1巻 消費者物価地域差指数編	"	昭和53年度 就農青少年調査結果	"
地方統計職員業務研修テキスト 一指導の手引-	行政管理庁	昭和52年度 業務年報	農業試験場
地方統計職員業務研修テキスト	"	1978 茨城県養鶏試験場研究報告	養鶏試験場
昭和53年版 消費動向調査年報	経済企画庁	昭和52年度 業務年報	"
昭和52年 人口動態統計(下巻)	"	茨城県第二次林業構造改善事業の概要	林政課
我が国鉱工業生産の地域動向	厚生省	昭和53年度 産地直結取引希望団体名簿	食品流通課
昭和52年度 郵政統計年報(為替貯金編)	通商産業省	松くい虫被害跡地造林指針	林政課
" " (保険年金編)	"	県西用水事業基本計画書	県西用水課
昭和50年度 郵政統計年報(郵便編)	郵政省貯金局	昭和53年度 市街化区域及び市街化調整区域・用途地域等一覧表	都市計画課
昭和51年度 郵政統計年報(")	"	都市公園関係法令規集	都市施設課
昭和52年度 郵政統計年報(")	"	昭和53年度 高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査報告書	教育庁総務課
昭和52年度 関東郵政局統計年報	関東郵政局	昭和53年度 中学校等生徒の卒業後の進路状況調査報告書	"
昭和53年度 日本 の 下 水 道	建設省都市局	昭和53年度 茨城県立高等学校入学者選抜実施状況報告	"
茨城県関係		給与事務電算処理の手引	教育庁教職員第一課
昭和53年度 茨城 の 調 査 業 務 県 政 の 概 要	議会事務局	昭和53年度 <第5回>茨城県「高校生の船」資料	" 社会教育課
図 書 目 録 (郷土編)	"	はばたき<第5回>「高校生の船」報告書	" "
昭和53年度 光化学スモッグ対策の概要	議会図書室	昭和53年度 学校給食に関する研究集録	" 保健厚生課
航空機騒音に係る騒音対策関係資料	大気原子力課		
昭和52年度 市町村公営企業財政実態資料	"	県内市町村関係	
県北 の 農 林 業	地方課	住居表示新旧対照表 第16次施行地区	日立市役所
真の豊かさを求める県民集会の概要	県北地方総合事務所	昭和53年版 統計 い し お か	石岡市役所
県政4年のあゆみ(50年~53年)	企画調整課	勝 田 市 史 料 IV	勝田市史編さん委員会
茨城県、県南・県西地域交通体系整備計画調査報告書	広報課		
大学等高等教育機関の立地に関する資料	地域振興課	都道府県関係	
昭和52年度 交通事故相談の概要	"	昭和52年度 北海道法人企業経済調査の結果報告書	北海道調査統計課
昭和52年度 国民年金事業年報	交通安全対策課	昭和52年 宮 城 県 の 工 業	宮城県統計課
岩間町商店街診断勧告書	国民年金課	昭和52年 宮 城 の 雇 用 ・ 賃 金	"
境町広域商業診断勧告書	経営指導課	昭和53年 山 形 県 の 農 業	山形県統計課
中小企業の賃金調査	"	昭和52年 福 島 県 就 業 構 造 基 本 調 査 報 告	福島県統計調査課
昭和52年度 試験研究成果から普及に移せる技術	労政課	昭和52年 栃 木 県 鉱 工 業 指 数 年 報	栃木県統計課
健康な土づくりのための土壌診断法	教育普及課	昭和53年度 ぐんまの学校統計	群馬県統計課

行政資料名	発行所(者)	行政資料名	発行所(者)
輸 出 産 業	埼玉県統計課	県外市町村関係	三沢市役所企画開発課
統計からみた埼玉県の地位	"		
昭和52年工業統計表	"		
昭和53年富山県の人口	富山県統計調査課		
経済指標のかんどころ	"		
昭和52年工業統計調査結果報告	山梨県統計課		
昭和52年鳥取県の人口	鳥取県統計課		
昭和54年山口県勢要覧	山口県統計課		
'79香川県統計要覧	香川県統計調査課		
福岡県社会指標	福岡県企画開発部		
昭和52年佐賀県の工業	佐賀県統計調査課	公社・会社・団体等関係	1978 横浜経済統計年報 中小・中堅企業における雇用動向 下請中小企業の取引動向調査 一機械・ 金属関連業種一 1979 貿易要覧 昭和52年版 茨城県会社要覧 南十字星の下に パプア・ニューギニア慰霊の旅



統計調査結果の早期公表に道

— 4月1日施行 —

◆ 統計法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

現 行	改 正
<p>〔結果の公表の方法〕 第7条 法第16条の規定による公表は、官報その他の刊行物で行う。</p> <p>2. 官報以外の刊行物で公表を行う場合には、調査実施者は、当該刊行物の名称及び発行の年月日を行政管理庁長官に報告しなければならない。</p> <p>3. 行政管理庁長官は、前項の規定により報告を受けた刊行物の名称及び発行の年月日を官報で公表しなければならない。</p>	<p>〔結果の公表の方法等〕 第7条 法第16条の規定による公表は、官報その他の刊行物で行う。ただし、指定統計調査の結果のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、行政管理庁長官が別に定めるところにより、電子計算機用磁気テープ等に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法で行うことができる。</p> <p>(1) 利用者の範囲等を勘案して官報その他の刊行物で公表することが適当でないと認められるもの</p> <p>(2) 官報その他の刊行物で公表するのに長期を要すると認められるもの(前号に該当するものを除く。)</p> <p>2. 前項第2号に該当する指定統計調査の結果については、同項ただし書に規定する方法で公表した場合には、調査実施者は、相当の期間内に、当該結果を官報に掲載し、又は当該結果に関する官報以外の刊行物を刊行しなければならない。</p> <p>3. 調査実施者は、次の各号に掲げる場合には速やかにそれぞれ当該各号に掲げる事項を行政管理庁長官に報告しなければならない。</p> <p>(1) 官報以外の刊行物で公表した場合又は前項の規定に基づき官報以外の刊行物を刊行した場合 指定統計の名称並びに刊行物の名称及び発行の年月日</p> <p>(2) 第1項ただし書に規定する方法で公表した場合 指定統計の名称、閲覧の期間及び場所並びに公表に係る集計事項</p> <p>4. 行政管理庁長官は、前項の規定により報告を受けた事項を官報で告示しなければならない。</p>